

議第23号

高山市民文化会館条例等の一部を改正する条例について

高山市民文化会館条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

市民の文化芸術活動等を支援するとともに施設の利用促進を図るため改正しようとする。

高山市民文化会館条例等の一部を改正する条例

(高山市民文化会館条例の一部改正)

第1条 高山市民文化会館条例（昭和56年高山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(物品等の販売の禁止)</p> <p>第13条 <u>使用者及び会館の利用者は、会館内において飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(物品等の販売)</p> <p>第13条 <u>会館において飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p>

改正前

別表第1（第7条関係）

時間区分等 使用区分	9:00～	13:00～	17:00～	9:00～	13:00～	9:00～	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)	
	12:00	16:00	21:00	16:00	21:00	21:00			
室名	大ホールの款～展示室の款（略）								
	ホワイエ						15,920	2,820	2,200
	ロビー						15,920	2,820	2,200
附属設備	市規則で定める額								

備考

1（略）

2（略）

3～5（略）

改正後

別表第1（第7条関係）

時間区分等 使用区分	9:00～	13:00～	17:00～	9:00～	13:00～	9:00～	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)	
	12:00	16:00	21:00	16:00	21:00	21:00			
室名	大ホールの款～展示室の款（略）								
	ホワイエ	<u>3,970</u>	<u>5,970</u>	<u>5,970</u>	<u>9,960</u>	<u>11,960</u>	15,920	2,820	2,200
	ロビー	<u>3,970</u>	<u>5,970</u>	<u>5,970</u>	<u>9,960</u>	<u>11,960</u>	15,920	2,820	2,200
附属設備	市規則で定める額								
上記以外	高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の規定により算出した額								

備考

1（略）

2 前項の規定は、市民その他規則で定める者が生涯学習活動の発表又は交流等を目的として使用する場  
合においては、適用しないことができる。

3（略）

4 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消  
費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。

5～7（略）

(高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用者の義務) 第9条 (略)</p> <p>第10条~第12条 (略)</p>	<p>(使用者の義務) 第9条 (略)</p> <p><u>(物品等の販売)</u> 第10条 <u>文化ホールにおいて飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>第11条~第13条 (略)</p>

改正前										改正後									
別表（第7条関係）										別表（第7条関係）									
区分	9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	17:00～ 21:00	9:00～ 16:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)		区分	9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	17:00～ 21:00	9:00～ 16:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)	
室名	多目的ホールの款・楽屋の款（略）									室名	多目的ホールの款・楽屋の款（略）								
	浴室	620	730	940	1,360	1,670	2,300	210	—		浴室	620	730	940	1,360	1,670	2,300	210	—
											ホワイエ	1,670	2,150	2,150	3,820	4,300	5,970	1,060	820
区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)		区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)	
室名の部	（略）									室名の部	（略）								
附属設備	市規則で定める額									附属設備	市規則で定める額								
										上記以外	高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の 規定により算出した額								
備考	1（略）									備考	1（略）								
	2（略）										2 前項の規定は、市民その他規則で定める者が生涯学習活動の発表又は交流等を目的として使用する場 合においては、適用しないことができる。								
	3～5（略）										3（略）								
											4 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消 費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。								
											5～7（略）								

(高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成22年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用者の義務) 第13条 (略)</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>	<p>(使用者の義務) 第13条 (略)</p> <p><u>(物品等の販売)</u> 第14条 <u>文化ホールにおいて飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>第15条～第17条 (略)</p>

改正前

改正後

別表（第10条関係）

別表（第10条関係）

区分	9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	17:00～ 21:30	9:00～ 16:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)
室名	ホールの款～楽屋Cの款 (略)							
浴室	620	730	940	1,360	1,670	2,300	210	210
附属設備	規則で定める額							

区分	9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	17:00～ 21:30	9:00～ 16:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)
室名	ホールの款～楽屋Cの款 (略)							
浴室	620	730	940	1,360	1,670	2,300	210	210
ホワイエ	2,380	3,580	3,580	5,970	7,170	9,550	1,690	1,320
附属設備	規則で定める額							
上記以外	高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の 規定により算出した額							

備考

1 (略)

2 (略)

3～5 (略)

備考

1 (略)

2 前項の規定は、市民その他規則で定める者が生涯学習活動の発表又は交流等を目的として使用する場  
合においては、適用しないことができる。

3 (略)

4 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消  
費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。

5～7 (略)

(高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減免) 第11条 (略)</p> <p>第12条～第14条 (略)</p>	<p>(減免) 第11条 (略)</p> <p><u>(物品等の販売)</u> 第12条 <u>文化伝承館において飲食物その他の物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>第13条～第15条 (略)</p>



改正前

別表（第10条関係）

時間区分等 使用区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)
本館の部 (略)								
別館	茶室	1,040円	1,570円	1,570円	2,610円	3,140円	4,190円	520円

備考

- 1 文化伝承館を次のいずれかで使用する場合の使用料は、この表に定める使用料にそれぞれに定める数を乗じて得た額とする。
- (1) 営利を目的として使用する場合 5
- (2) 使用者が500円を超える入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合に乘じる数は次のとおりとする。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額の入場料によるものとする。
- ア 入場料が2,000円未満のとき 1.5
- イ 入場料が2,000円以上3,500円未満のとき 2
- ウ 入場料が3,500円以上のとき 3

2・3 (略)

改正後

別表（第10条関係）

時間区分等 使用区分	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)
本館の部 (略)								
別館	茶室	1,040円	1,570円	1,570円	2,610円	3,140円	4,190円	520円
上記以外	高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成7年高山市条例第15号）の規定により算出した額							

備考

- 1 文化伝承館を次のいずれかで使用する場合の使用料は、この表に定める使用料にそれぞれに定める額を加算して得た額とする。
- (1) 使用者が500円を超える入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合は、次に定める額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高の額の入場料によるものとする。
- ア 入場料が2,000円未満の場合は、当該使用料の額の10分の5に相当する額
- イ 入場料が2,000円以上3,500円未満の場合は、当該使用料に相当する額
- ウ 入場料が3,500円以上の場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額
- (2) 前号の規定は、市民その他規則で定める者が生涯学習活動の発表や交流等を目的として使用する場合においては、適用しないことができる。
- (3) 使用者が商業宣伝を目的として使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額を加算する。
- (4) 使用者が物品等を販売する営利事業に使用する場合は、当該使用料に総売上額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の10%以内で規則で定める額を加算する。

2・3 (略)

(高山市公民館設置条例の一部改正)

第5条 高山市公民館設置条例(昭和36年高山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第6条関係) 表(略) 備考 1(略)  <u>2~4</u> (略)	別表第2(第6条関係) 表(略) 備考 1(略) <u>2 前項の規定は、市民その他規則で定める者が生涯学習活動の発表又は交流等を目的として使用する場合には、適用しないことができる。</u> <u>3~5</u> (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(準備行為)
- 改正後の高山市民文化会館条例、高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例、高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例、高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例及び高山市公民館設置条例の規定により使用の許可又は物品等の販売の許可を受けようとする者は、この条例の施行日前においても、その申請を行うことができる。
- 指定管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において許可を受けたものとみなす。